

## 地方税法施行規則の一部を改正する省令案（記載要領）新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第6号様式記載要領</p> <p>1～7 略</p> <p>8 道府県民税の「㊸のうち見込納付額㊸」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。</p> <p>9～14 略</p> <p>15 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の（35））又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の（44））」の欄は、法人税法第81条の9第4項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税法の明細書（別表4の2付表）の「仮計（44）」の欄の金額に、同明細書の「被合併法人等の最終の事業年度等の欠損金の損金算入額（9）」の欄の金額を加算した金額を記載すること。</p> <p>16 略</p> <p>17 還付請求の「中間納付額㊹」の欄は、法第53条第20項又は法第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は政令第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。</p> <p>18 還付請求の「利子割額㊺」の欄は、法第53条第41項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の9の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。</p>	<p>第6号様式記載要領</p> <p>1～7 略</p> <p>8 道府県民税の「㊸のうち見込納付額㊸」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。</p> <p>9～14 略</p> <p>15 事業税の「所得金額（法人税の明細書（別表4）の（31））又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4の2付表）の（42））」の欄は、法人税法第81条の9第3項の規定の適用を受ける法人にあつては、法人税法の明細書（別表4の2付表）の「仮計（42）」の欄の金額に、同明細書の「分割前事業年度等の欠損金の損金算入額（8）」の欄の金額を加算した金額を記載すること。</p> <p>16 略</p> <p>17 還付請求の「中間納付額㊹」の欄は、法第53条第25項又は法第72条の28第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は政令第25条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。</p> <p>18 還付請求の「利子割額㊺」の欄は、法第53条第46項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の9の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表1の記載要領</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額㊻」の欄は、法第53条第5項又は第9項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の当期控除額の合計額及び第6号様式別表2の2の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。</p> <p>6 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額㊼」の欄は、法第53条第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の3の当期控除額の合計額を記載すること。</p> <p>7 略</p>	<p>第6号様式別表1の記載要領</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額㊻」の欄は、法第53条第6項又は第11項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の当期控除額の合計額及び第6号様式別表2の2の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。</p> <p>6 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額㊼」の欄は、法第53条第15項又は第19項の規定の適用を受ける場合に、第6号様式別表2の3の当期控除額の合計額を記載すること。</p> <p>7 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表2記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第53条第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。</p>	<p>第6号様式別表2記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第53条第6項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。</p>

<p>2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第53条第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては100分の30を、法第53条第6項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の23を乗じて計算した金額を記載すること。</p> <p>3 法第53条第7項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）  _____の前7年内事業年度（同項に規定する前7年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（同条第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。</p>	<p>2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第53条第7項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては100分の30を、法第53条第7項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第53条第7項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあっては100分の23を乗じて計算した金額を記載すること。</p> <p>3 法第53条第8項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、適格合併等（同項に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の前7年内事業年度（同項に規定する前7年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（同条第7項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。</p>
--	---

改正案	現行
<p>第6号様式別表2の2記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前7年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（法第53条第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法第53条第10項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）  _____の前7年内連結事業年度（同項_____に規定する前7年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。</p>	<p>第6号様式別表2の2記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前7年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（法第53条第11項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法第53条第12項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄は、適格合併等（同条第8項に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人等（同条第8項に規定する被合併法人等をいう。）の前7年内連結事業年度（同条第12項に規定する前7年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。</p>

改正案	現行
<p>第6号様式別表2の3記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた控除対象還付法人税額（法第53条第12項に規定する控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前7年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属還付税額（同条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）並びにみなし配当金額の一部の還付を受けた額について、同条第12項若しくは第15項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和42年政令第114号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の政令第9条第2項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第8号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 法第53条第13項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄（「みなし配当金額のうち還付を受けた額②」の欄を除く。）は、被合併法人等（同項に規定する</p>	<p>第6号様式別表2の3記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた控除対象還付法人税額（法第53条第15項に規定する控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の日前7年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属還付税額（同条第19項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）並びにみなし配当金額の一部の還付を受けた額について、同条第15項若しくは第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和42年政令第114号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の政令第9条第2項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第6号様式又は第8号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 法第53条第16項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄（「みなし配当金額のうち還付を受けた額②」の欄を除く。）は、適格合併等（同条第8項に規定</p>

<p>被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。)</p> <p>_____の前7年内 事業年度(同項に規定する前7年内事業年度をいう。)に係る控除未済還付法人 税額(同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。)と同項の規定の適用を受ける法 人の各事業年度の控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税 額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。</p> <p>4 法第53条第16項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄(「みなし 配当金額のうち還付を受けた額②」の欄を除く。)は、被合併法人等 _____の前7年内連結事業年度(同項に規定する前7年内連結事業年度をいう。)に係る控除 未済個別帰属還付税額(同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。)と同項の 規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度 の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに 記載すること。</p>	<p>する適格合併等をいう。以下この記載要領において同じ。)に係る被合併法人等(同条 第8項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。)の前7年内 事業年度(同条第16項に規定する前7年内事業年度をいう。)に係る控除未済還付法人 税額(同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。)と同項の規定の適用を受ける法 人の各事業年度の控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税 額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。</p> <p>4 法第53条第20項の規定の適用を受ける法人にあっては、この明細書の各欄(「みなし 配当金額のうち還付を受けた額②」の欄を除く。)は、適格合併等に係る被合併法人等 _____の前7年内連結事業年度(同項に規定する前7年内連結事業年度をいう。)に係る控除 未済個別帰属還付税額(同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。)と同項の 規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度 の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに 記載すること。</p>
--	---

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表3記載要領</p> <p>1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第24項の規定に より法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、第6号様式又は第8号様式の申 告書に添付すること。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 「控除未済外国税額⑬」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。)、分割 承継法人(同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)<u>若しくは被現物出資法 人(同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)</u>又は<u>被事後設立法人(所得 税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第2条の規定による改正前の法 人税法(以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。)</u>第2条第12号 の6の2に規定する被事後設立法人をいう。)とする適格合併等(適格合併(法人税 法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。)、適格分割(同条第12号の11に規 定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。))若しくは<u>適格現物出資(</u> <u>同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)</u> 又は<u>適格事後設立(平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立を</u> <u>いう。以下この記載要領において同じ。)</u>をいう。以下この記載要領において同じ。 _____が<u>行われた</u>場合において政令第9条の7第21項の規定の適用があるときの当該法人 の当該<u>適格合併等</u>_____の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様 式別表4の2の4の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載す ること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。)<u>若 しくは現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)</u>又は<u>事後設 立法人(平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。)</u>と する適格分割等(適格分割若しくは<u>適格現物出資又は適格事後設立をいう。</u> _____以下この記載要領において同 じ。)が<u>行われた</u>場合において政令第9条の7第30項の規定の適用があるときの当該 法人の当該<u>適格分割等</u>_____の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様 式別表4の2の5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載す ること。</p>	<p>第6号様式別表3記載要領</p> <p>1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第53条第29項の規定に より法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、第6号様式又は第8号様式の申 告書に添付すること。</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 「控除未済外国税額⑬」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。)、分割 承継法人(同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。)、<u>被現物出資法人</u> _____ (同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)<u>又は被事後設立法人(同条</u> <u>第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。)</u> _____とする<u>適格組織再編成(政令第9条の</u> <u>7第6項に規定する適格組織再編成をいう。以下この記載要領において同じ。)</u>を行 った _____場合において政令第9条の7第21項の規定の適用があるときの当該法人 の当該<u>適格組織再編成</u>_____の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様 式別表4の2の4の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載す ること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人(法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。)、<u>現 物出資法人</u>_____ (同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)<u>又は事後設 立法人(同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。)</u> _____と する<u>適格分割等(適格分割(同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)、適格現 物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。)</u>又は<u>適格事後設立(同条</u> <u>第12号の15に規定する適格事後設立をいう。)</u>をいう。以下この記載要領において同 じ。)が<u>行われた</u>場合において政令第9条の7第30項の規定の適用があるときの当該 法人の当該<u>適格分割等</u>_____の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様 式別表4の2の5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載す ること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表3の2記載要領</p> <p>1 この明細書は、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が外国において課された外</p>	<p>第6号様式別表3の2記載要領</p> <p>1 この明細書は、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が外国において課された外</p>

国の法人税等の額について法第53条第24項及び法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式又は第8号様式の申告書に添付すること。なお、この明細書は、第6号様式別表3に代えて使用して差し支えないものであること。

2～4 略

5 「控除未済外国税額④」の欄に記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）、若しくは被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）、又は被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）とする適格合併等（適格合併（法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。））若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。））又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の6の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）、若しくは現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）、又は事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）とする適格分割等（適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。）

以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第30項及び第48条の13第31項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の7の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

国の法人税等の額について法第53条第29項及び法第321条の8第29項の規定により法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式又は第8号様式の申告書に添付すること。なお、この明細書は、第6号様式別表3に代えて使用して差し支えないものであること。

2～4 略

5 「控除未済外国税額④」の欄に記載に当たっては、次によること。

(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）、被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）、又は被事後設立法人（同条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）

とする適格組織再編成（政令第9条の7第6項に規定する適格組織再編成をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った

場合において政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の6の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。

(2) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）、現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）、又は事後設立法人（同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）

とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）、適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）、又は適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った場合において政令第9条の7第30項及び第48条の13第31項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の7の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表4記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄に記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）、若しくは被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）、又は被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。））若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。））又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第9条の7第6項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の2の「当該法人の調整後の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人</p>	<p>第6号様式別表4記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄に記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）、被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）、又は被事後設立法人（同条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）</p> <p>をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格組織再編成（政令第9条の7第6項に規定する適格組織再編成をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った</p> <p>場合において政令第9条の7第6項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第6号様式別表4の2の2の「当該法人の調整後の控除余裕額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人</p>

<p>をいう。)若しくは現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。) 又は事後設立法人(平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人 をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割 若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。)</p> <hr/> <p>以下この記載要領において同じ。)が行われた場合にお いて政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日 の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第6号様式別表4の2の3の「当該 法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たつて は、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた 場合において政令第9条の7 第6項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年 度又は連結事業年度にあつては、第6号様式別表4の2の2の「当該法人の調整後の 控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第9条の7第 18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は 連結事業年度にあつては、第6号様式別表4の2の3の「当該法人の調整後の控除限 度額を超える外国税額⑯」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>をいう。)現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。) 又は事後設立法人(同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。)</p> <hr/> <p>をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割等(適格分割 (同条第12号の11に規定する適格分割をいう。)、適格現物出資(同条第12号の14に 規定する適格現物出資をいう。))又は適格事後設立(同条第12号の15に規定する適格 事後設立をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)を行った 場合にお いて政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日 の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第6号様式別表4の2の3の「当該 法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たつて は、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人等とする適格組織再編成を行った場合において政令第9条の7 第6項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年 度又は連結事業年度にあつては、第6号様式別表4の2の2の「当該法人の調整後の 控除限度額を超える外国税額⑭」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等を行った 場合において政令第9条の7第 18項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は 連結事業年度にあつては、第6号様式別表4の2の3の「当該法人の調整後の控除限 度額を超える外国税額⑯」の欄の金額を記載すること。</p>
---	--

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表4の2の2記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たつては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この 記載要領において同じ。)とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をい う。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格合併に係る被 合併法人(同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同 じ。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別 表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割承継法人(法人税法第2条第12号の3 に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割 型分割(同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領にお いて同じ。)が行われた場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人(同条第12号の 2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割型 分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除余裕 額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(3) 当該法人を分割承継法人等(分割承継法人若しくは被現物出資法人(法人税法第2 条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。))又は被事後設立法人(所得税法等 の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第2条の規定による改正前の法人税法 (以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。))第2条第12号の6の 2に規定する被事後設立法人をいう。)をいう。以下この記載要領において同じ。)と する適格分割等(適格分割(法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割(平成 22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。))をいう。))若しくは適格 現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領にお いて同じ。))又は適格事後設立(平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格 事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。))をいう。以下この記載要領にお いて同じ。))が行われた場合には、当該適格分割等 に係る分割法人等(分割法 人若しくは現物出資法人(法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をい う。))以下この記載要領において同じ。))又は事後設立法人(平成22年旧法人税法第2 条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。以下この記載要領において同じ。))を いう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等 等の日の属する事業 年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様</p>	<p>第6号様式別表4の2の2記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たつては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この 記載要領において同じ。)とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をい う。以下この記載要領において同じ。)を行った 場合には、当該適格合併に係る被 合併法人(同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同 じ。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別 表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人  を分割承継法人(法人税法第2条第12号の3 に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割 型分割(同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領にお いて同じ。))を行った 場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人(同条第12号の 2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割型 分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除余裕 額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(3) 当該法人を分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人  (法人税法第2 条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。))又は被事後設立法人(同条第12号 の6の2に規定する被事後設立法人をいう。))  をいう。以下この記載要領において同じ。)) とする適格分社型分割等(適格分社型分割(同条第12号の13に規定する適格分社型分 割をいう。))、  適格 現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領にお いて同じ。))又は適格事後設立(同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。  以下この記載要領において同じ。))をいう。以下この記載要領にお いて同じ。))を行った 場合には、当該適格分社型分割等に係る分割法人等(分割法 人、現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。  以下この記載要領において同じ。))又は事後設立法人(同条第12号の6に規定す る事後設立法人をいう。 以下この記載要領において同じ。))を いう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分社型分割等等の日の属する事業 年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様</p>

<p>式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等 _____ の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」をまっ消し、適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）若しくは適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合には「①又は」をまっ消すること。</p> <p>5 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割承継法人とする適格分割型分割が行われた場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(3) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた _____ 場合には、当該適格分割等 _____ に係る分割法人等の当該適格分割等 _____ の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>6 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等 _____ の法人税の明細書（別表6(2)の2(2)）の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>7 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は⑤×⑦/⑥」をまっ消し、適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合には「⑤又は」をまっ消すること。</p>	<p>式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>4 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併を行った _____ 場合には「又は①×③/②」をまっ消し、適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）適格現物出資 _____ 又は適格事後設立を行った _____ 場合には「①又は」をまっ消すること。</p> <p>5 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人とする適格合併を行った _____ 場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人 _____ を分割承継法人とする適格分割型分割を行った _____ 場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(3) 当該法人を分割承継法人等とする適格分社型分割等を行った場合には、当該適格分社型分割等 _____ に係る分割法人等の当該適格分社型分割等 _____ の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>6 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の法人税の明細書（別表6(2)の2(2)）の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(26)」の欄の金額を記載すること。</p> <p>7 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」の欄は、適格合併を行った _____ 場合には「又は⑤×⑦/⑥」をまっ消し、適格分割、適格現物出資 _____ 又は適格事後設立を行った _____ 場合には「⑤又は」をまっ消すること。</p>
--	--

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表4の2の3記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 「当該法人の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等（分割法人若しくは現物出資法人（法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等 _____ の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式</p>	<p>第6号様式別表4の2の3記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 「当該法人の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を _____ 分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った _____ 場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等（分割法人、現物出資法人 _____（同条第12号の4 _____ に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（同条第12号の6に規定する _____ をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分社型分割等（適格分社型分割（同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。） _____ 適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は適格事後設立（同条第12号の15に規定する _____ をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った _____ 場合には、当該法人の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式</p>

<p>別表4の「控除余額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割法人とする適格分割型分割が行われた場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(24)」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>別表4の「控除余額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を_____分割法人とする適格分割型分割を行った場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等とする適格分社型分割等を行った場合には、当該法人の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書(別表6(2の2))の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額(26)」の欄の金額を記載すること。</p>
---	---

改 正 案	現 案
<p>第6号様式別表4の2の4記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。)とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人(同条第11号に規定する被合併法人をいう。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の「翌期繰越額⑬」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割承継法人(法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割型分割(同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人(同条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の「翌期繰越額⑬」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(3) 当該法人を分割承継法人若しくは被現物出資法人(法人税法第2条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)又は被事後設立法人(所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第2条の規定による改正前の法人税法(以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。)第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。)とする適格分割等(適格分割(法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割(平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。))をいう。)若しくは適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)又は適格事後設立(平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。)が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人若しくは現物出資法人(法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は事後設立法人(平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の「翌期繰越額⑬」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」をまっ消し、適格分割(法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割をいう。)若しくは適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合には「①</p>	<p>第6号様式別表4の2の4記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人(法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。)とする適格合併(同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。)を行った場合には、当該適格合併に係る被合併法人(同条第11号に規定する被合併法人をいう。)の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の「翌期繰越額⑬」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を_____を分割承継法人(法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。)とする適格分割型分割(同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。)を行った場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人(同条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。)の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の「翌期繰越額⑬」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(3) 当該法人を分割承継法人、被現物出資法人_____ (法人税法第2条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。)又は被事後設立法人(同条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。)) _____とす適格分社型分割等(適格分社型分割(同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。))、 _____適格現物出資(同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。)又は適格事後設立(同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。)をいう。以下この記載要領において同じ。)を行った場合には、当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人(同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。)) _____以下この記載要領において同じ。)又は事後設立法人(同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。)) _____以下この記載要領において同じ。)の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の「翌期繰越額⑬」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併を行った場合には「又は①×③/②」をまっ消し、適格分割(法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割をいう。))、適格現物出資_____又は適格事後設立を行った場合には「①</p>

又は」をまっ消すること。	又は」をまっ消すること。
--------------	--------------

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表4の2の5記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人若しくは現物出資法人（法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等_____の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度は連結事業年度の第6号様式別表3の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 略</p>	<p>第6号様式別表4の2の5記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を_____分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人、現物出資法人_____（法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）_____とする適格分社型分割等（適格分社型分割（同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。））、_____適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）_____をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った場合には、当該法人の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度は連結事業年度の第6号様式別表3の「翌期繰越額⑮」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表4の2の6記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の2の「翌期繰越額⑯」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の2の「翌期繰越額⑯」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(3) 当該法人を分割承継法人若しくは被現物出資法人（法人税法第2条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）又は被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等_____に係</p>	<p>第6号様式別表4の2の6記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の2の「翌期繰越額⑯」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人_____を分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の2の「翌期繰越額⑯」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(3) 当該法人を分割承継法人、被現物出資法人_____（法人税法第2条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）又は被事後設立法人（同条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）_____とする適格分社型分割等（適格分社型分割（同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。））、_____適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。_____以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った場合には、当該適格分社型分割等に係</p>

<p>る分割法人若しくは現物出資法人（法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等_____の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の2の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」をまっ消し、適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割をいう。）若しくは適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合には「①又は」をまっ消すること。</p>	<p>る分割法人、現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は事後設立法人（同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の2の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併を行った場合には「又は①×③/②」をまっ消し、適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割をいう。）、適格現物出資_____又は適格事後設立を行った場合には「①又は」をまっ消すること。</p>
--	---

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表4の2の7記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の2の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人若しくは現物出資法人（法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等_____の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の2の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 略</p>	<p>第6号様式別表4の2の7記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を_____分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の2の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人、現物出資法人_____（法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）_____とする適格分社型分割等（適格分社型分割（同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。）、_____適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）_____をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った場合には、当該法人の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表3の2の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表4の4記載要領</p> <p>1 この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第26項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第40項の規定により充当しようとするとき又は同条第41項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式、第8号様式又は第9号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2～4 略</p>	<p>第6号様式別表4の4記載要領</p> <p>1 この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第31項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第45項の規定により充当しようとするとき又は同条第46項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式、第8号様式又は第9号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2～4 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表5の2記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 「単年度損益（第6号様式⑩+同様式⑪）又は別表5⑭ ⑤」の欄は、法第72条の18</p>	<p>第6号様式別表5の2記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 「単年度損益（第6号様式⑩+同様式⑪）又は別表5⑭ ⑤」の欄は、法第72条の18</p>

の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「(第6号様式⑩+同様式⑪)」とあるのは「(第6号様式⑩+同様式⑪-別表11⑫)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭-別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「(第6号様式⑩+同様式⑪)」とあるのは「(第6号様式⑩+同様式⑪-別表11⑭)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭-別表11⑭)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「(第6号様式⑩+同様式⑪)」とあるのは「(第6号様式⑩+同様式⑪-別表11⑮)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭-別表11⑮)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第3項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「(第6号様式⑩+同様式⑪)」とあるのは「(第6号様式⑩+同様式⑪-別表11⑮)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭-別表11⑮)」として計算した金額を記載すること。

また、当該欄には、租税特別措置法第59条の2又は同法第68条の62の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4の(34))又は法人税の明細書(別表4の2付表の(43))の欄において損金算入額(減算した金額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。

3 「当該事業年度の月数 ⑫」の欄は、法第72条の21第2項、第3項又は第4項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。

の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「(第6号様式⑩+同様式⑪)」とあるのは「(第6号様式⑩+同様式⑪-別表11⑫)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭-別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「(第6号様式⑩+同様式⑪)」とあるのは「(第6号様式⑩+同様式⑪-別表11⑭)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭-別表11⑭)」と読み替えて計算した金額を記載し、同条第2項(同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「(第6号様式⑩+同様式⑪)」とあるのは「(第6号様式⑩+同様式⑪-別表11⑮)」と、「別表5⑭」とあるのは「(別表5⑭-別表11⑮)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

改正案	現行
<p>第6号様式別表5の2の3記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号、法第72条の22、政令第20条の2の23又は法附則第9条第1項、第4項から第7項まで _____ の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>2 法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類を添付すること。</p> <p>3 法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規定する資本の欠損のてん補を行った事実及び資本の欠損のてん補に充てた金額を証する書類を添付すること。</p> <p>4 法第72条の21第1項第3号の規定の適用を受ける法人にあっては、同号に規定する剰余金を損失のてん補に充てた事実及び剰余金を損失のてん補に充てた金額を証する書類を添付すること。</p>	<p>第6号様式別表5の2の3記載要領</p> <p>1 この計算書は、_____ 法第72条の22、政令第20条の2の23又は法附則第9条第1項、第4項から第8項まで若しくは第12項の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>2 法附則第9条第4項 _____ の規定の適用を受ける法人にあっては、同項に規定する資本の欠損のてん補を行った事実及び資本の欠損のてん補に充てた金額を証する書類を添付すること。</p> <p>3 法附則第9条第12項 _____ の規定の適用を受ける法人にあっては、同項に規定する剰余金を損失のてん補に充てた事実及び剰余金を損失のてん補に充てた金額を証する書類を添付すること。</p>

改正案	現行
<p>第6号様式別表5の2の4記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の21第5項の規定の適用を受ける内国法人が記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>第6号様式別表5の2の4記載要領</p> <p>1 この計算書は、法第72条の21第3項の規定の適用を受ける内国法人が記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>2及び3 略</p>

改正案	現行
<p>第6号様式別表6記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 法附則第9条第11項の適用を受ける法人が、同項に規定する大口供給以外の方法によりガスの供給を行う場合においては、収入金額の総額の欄は、当該大口供給に係る収入</p>	<p>第6号様式別表6記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 法附則第9条第13項の適用を受ける法人が、同項に規定する大口供給以外の方法によりガスの供給を行う場合においては、収入金額の総額の欄は、当該大口供給に係る収入</p>

金額と当該大口供給以外の方法によるガスの供給に係る収入金額に区分して記載すること。	金額と当該大口供給以外の方法によるガスの供給に係る収入金額に区分して記載すること。
---	---

改正案	現 行
<p>第6号様式別表9記載要領</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 「控除未済欠損金額又は控除未済個別欠損金額」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項若しくは同法第58条第2項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法第57条第2項若しくは第5項若しくは同法第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>第6号様式別表9記載要領</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 「控除未済欠損金額又は控除未済個別欠損金額」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第2項に規定する適格合併等、同条第5項に規定する適格合併等又は同法第58条第2項に規定する適格合併等を行った _____事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。</p>

改正案	現 行
<p>第6号様式別表10記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「控除未済の災害損失金」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第2項若しくは第4項若しくは同法第58条第2項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法第57条第2項若しくは第5項若しくは同法第58条第2項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>第6号様式別表10記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「控除未済の災害損失金」の欄は、当該事業年度が法人税法第57条第2項に規定する適格合併等、同条第5項に規定する適格合併等又は同法第58条第2項に規定する適格合併等を行った _____事業年度である場合には、第6号様式別表12の「調整後の控除未済欠損金額等③」の欄の金額を記載すること。</p>

改正案	現 行
<p>第6号様式別表11記載要領</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 この明細書の3は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式又は第8号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>(2) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人又は同条第3項の規定の適用を受けようとする法人</p> <p>4 略</p> <p>5 「㉞、㉟又は㊱のうち最も少ない金額㉞」及び「㊲、㊳又は㊴のうち最も少ない金額㊵」の欄は、法人が法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合は、「㊲、」をまつ消すること。</p> <p>6 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付すること。</p>	<p>第6号様式別表11記載要領</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 この明細書の3は、欠損金額又は個別欠損金額について、次に掲げる法人が記載し、(1)に掲げる法人にあっては第6号様式又は第8号様式に添付し、(2)に掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出すること。</p> <p>(1) 法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人_____</p> <p>(2) 法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の2の11の規定による読替え後の法人税法第59条第2項（同項第3号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人_____</p> <p>4 略</p> <p>5 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付すること。</p>

改正案	現 行
<p>第6号様式別表12記載要領</p> <p>1 この明細書は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項から第4項まで若しくは第58条第2項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第57条第2項、第3項若しくは第5項若しくは第58条第2項の規定の適用を受ける法人が記載し、第</p>	<p>第6号様式別表12記載要領</p> <p>1 この明細書は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第2項、第3項及び第5項又は法人税法第58条第2項 _____の規定の適用を受ける法人が記載し、</p>

6号様式別表9又は別表10に併せて提出すること。

## 2 略

3 当該法人との間に法人税法第57条第2項に規定する完全支配関係がある他の内国法人で当該法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人に株主等が二以上あるときは、「調整後の控除未済欠損金額①+② ③」の欄は、「②」とあるのは、「(②を当該他の内国法人の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除く。))の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額」として記載すること。

4 法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は同法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあってはこれらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9又は別表10の写しを添付し、平成22年旧法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は同法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあってはこれらの規定に規定する被合併法人等のこれらの規定に規定する適格合併等の日の前日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9又は別表10の写しを添付すること。

5 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合若しくは同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合又は平成22年旧法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合若しくは同条第5項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合に記載し、「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合若しくは同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合又は平成22年旧法人税法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合若しくは同条第5項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合に記載すること。ただし、法人税法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額並びに平成22年旧法人税法第57条第3項に規定する特定資本関係が同項に規定する5年前の日前に生じている場合における同条第2項に規定する未処理欠損金額及び同条第5項に規定する特定資本関係が同項に規定する5年前の日前に生じている場合における当該法人の欠損金額については、これらの欄のいずれにも記載を要しない。

6 平成22年9月30日以前に行われた平成22年旧法人税法第57条第2項に規定する適格合併等又は同条第5項に規定する適格合併等については、「支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の調整計算の明細」の各欄及び「支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄中「支配関係がある法人」とあるのは「特定資本関係を有する法人」と、「支配関係発生日」とあるのは「特定資本関係発生日」と、「支配関係事業年度」とあるのは「特定資本関係事業年度」として記載すること。

第6号様式別表9又は別表10に併せて提出すること。

2 法人税法第57条第2項に規定する合併等事業年度及び同法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあっては、これらの規定に規定する適格合併等に係る被合併法人又は分割法人の当該適格合併等の日の前日の属する事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9又は別表10の写しを添付すること。

## 3 略

4 「共同事業を営むための適格合併等に該当する場合」の欄は、法人税法第57条第3項に規定する共同で事業を営むための適格合併等として法人税法施行令で定めるものに該当する場合又は同条第5項に規定する共同で事業を営むための適格合併等として法人税法施行令で定めるものに該当する場合に記載し、「共同事業を営むための適格合併等に該当しない場合」の各欄は、同条第3項に規定する共同で事業を営むための適格合併等として法人税法施行令で定めるものに該当しない場合又は同条第5項に規定する共同で事業を営むための適格合併等として法人税法施行令で定めるものに該当しない場合に記載すること。

<p>7. 「支配関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第5項第1号（同条第8項において準用する場合を含む。）又は法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令第112条第8項第1号（同条第10項において準用する場合を含む。）に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額⑨」の欄及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額⑩」の欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。</p>	<p>5. 「特定資本関係事業年度以後の欠損金額等のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第8項  （同条第11項において準用する場合を含む。）に掲げる金額を計算する場合に記載すること。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額⑩」の欄及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額⑪」の欄に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。</p>
---	--

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表13記載要領</p> <p>1 この明細書は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）又は法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法施行令」という。）第113条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。</p> <p>2 対象法人が法人税法第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは当該被合併法人等の同項に規定する支配関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付し、対象法人が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、平成22年旧法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは当該被合併法人等の同項に規定する特定資本関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 平成22年9月30日以前に行われた平成22年旧法人税法第57条第2項に規定する適格合併等又は同条第5項に規定する適格合併等については、「支配関係発生日」とあるのは「特定資本関係発生日」と、「支配関係前未処理欠損金額」とあるのは「特定資本関係前未処理欠損金額」と、「支配関係事業年度」とあるのは「特定資本関係事業年度」と、「支配関係前控除未済欠損金額」とあるのは「特定資本関係前控除未済欠損金額」として記載すること。</p>	<p>第6号様式別表13記載要領</p> <p>1 この明細書は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第113条第1項及び第4項の規定  の 適用を受ける法人が記載し、第6号様式別表12に併せて提出すること。</p> <p>2 対象法人が法人税法第57条第3項に規定する被合併法人等であり、かつ、法人税法施行令第113条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは、  当該被合併法人等の同項に規定する特定資本関係事業年度の前事業年度の確定申告書に添付された第6号様式別表9の写しを添付すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 「⑦のうち特定資産譲渡等損失相当額⑧」の欄は、法第72条の23第1項若しくは第3項又は政令第21条第2項の規定によりその例によるものとされる法人税法施行令第112条第8項第1号（同条第11項において準用する場合を含む。）に掲げる金額を記載すること。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第6号様式別表13の2記載要領</p> <p>この表は、法人が法人税法施行令第113条第5項の規定の適用を受ける場合に記載すること。</p>	

改 正 案	現 行
<p>第8号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除く。以下この記載要領において同じ。）をした法人がその清算中に事業年度が終了し、法人税の申告書に基づいて道府県民税の申告（地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この記載要領において「平成22年旧地方税</p>	<p>第8号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、解散（合併による解散を除く。以下この記載要領において同じ。）をした法人がその清算中に事業年度が終了し、法人税の申告書に基づいて道府県民税の申告</p>

<p>法」という。)第53条第5項の規定による申告)をする場合並びに当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額を解散をしていない法人の各事業年度の付加価値額、所得又は収入金額とみなして事業税及び地方法人特別税を申告する場合に使用すること。</p> <p>2～11 略</p>	<p>をする場合並びに当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額を解散をしていない法人の各事業年度の付加価値額、所得又は収入金額とみなして事業税及び地方法人特別税を申告する場合に使用すること。</p> <p>2～11 略</p>
---	--

改 正 案	現 行
<p>第9号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、平成22年9月30日以前に解散(合併による解散を除く。)をした法人が残余財産分配予納等申告(地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(以下この記載要領において「平成22年旧地方税法」という。)第53条第5項又は同法第72条の30の規定による申告)若しくは清算確定申告(同法第53条第5項又は同法第72条の31の規定による申告)をする場合又はこれらに係る修正申告(同法第53条第27項若しくは同条第28項又は同法第72条の33の規定による申告)をする場合に使用すること。</p> <p>2～8 略</p> <p>9 還付請求の「予納額㉑」の欄は、平成22年旧地方税法第53条第25項又は同法第72条の31第4項の規定により還付を受けようとする場合において、地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第45号)第1条の規定による改正前の地方税法施行令(以下この記載要領において「平成22年旧地方税法施行令」という。)第9条の2又は同令第29条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。</p> <p>10 還付請求の「利子割額㉒」の欄は、平成22年旧地方税法第53条第46項の規定により還付を受けようとする場合において、平成22年旧地方税法施行令第9条の9の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。</p>	<p>第9号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、解散(合併による解散を除く。)をした法人が残余財産分配予納等申告( )若しくは清算確定申告( )をする場合又はこれらに係る修正申告( )をする場合に使用すること。</p> <p>2～8 略</p> <p>9 還付請求の「予納額㉑」の欄は、法第53条第25項又は法第72条の31第4項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の2又は政令第29条の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。</p> <p>10 還付請求の「利子割額㉒」の欄は、法第53条第46項の規定により還付を受けようとする場合において、政令第9条の9の2の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第9号の2様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第26項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第40項の規定により充当しようとするとき若しくは同条第41項の規定により還付を受けようとするとき又は平成22年9月30日以前に解散(合併による解散を除く。)をした法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第53条第31項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第45項の規定により充当しようとするとき若しくは同条第46項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式、第8号様式又は第9号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2～4 略</p>	<p>第9号の2様式記載要領</p> <p>1 この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第31項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第45項の規定により充当しようとするとき又は同条第46項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式、第8号様式又は第9号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2～4 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第10号の3様式記載要領</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人(法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係(同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結親法人(同条第12号の7の2に規定</p>	<p>第10号の3様式記載要領</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人(法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係(同条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結親法人(同条第12号の7の2に規定</p>

<p>する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。</p> <p>6～8 略</p>	<p>する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。</p> <p>6～8 略</p>
---	---

改 正 案	現 行
<p>第10号の4様式記載要領</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人(法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係(同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結親法人(同条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。</p> <p>6及び7 略</p>	<p>第10号の4様式記載要領</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人(法人税法第2条第12号の7の4に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係(同条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結親法人(同条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。</p> <p>6及び7 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第12号様式記載要領</p> <p>1 この届出書は、次に掲げる場合に該当する法人(2)及び(4)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結子法人(同条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)並びに(3)の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。)が使用すること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>第12号様式記載要領</p> <p>1 この届出書は、次に掲げる場合に該当する法人(2)及び(4)の処分を受けた法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結子法人(同条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)並びに(3)の届出書を提出した法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人を含む。)が使用すること。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2～6 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第13号様式記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「申告書の提出期限まで(指定を受けようとする場合には事業年度終了の日から3月以内)に決算が確定しない理由(連結申告法人にあっては、申告書の提出期限まで(指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から4月以内)に連結親法人の決算が確定しない理由又は連結親法人が連結所得の計算を了することができない理由)」の欄は、法第72条の25第3項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている常況を、同条第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結親法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)(当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人)の決算が確定しない理由となっている常況又は当該連結親法人が連結子法人(法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得(法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)の金額の計算を了することができない理由となっている常況を記載すること。</p> <p>5 略</p>	<p>第13号様式記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「申告書の提出期限まで(指定を受けようとする場合には事業年度終了の日から3月以内)に決算が確定しない理由(連結申告法人にあっては、申告書の提出期限まで(指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から4月以内)に連結親法人の決算が確定しない理由又は連結親法人が連結所得の計算を了することができない理由)」の欄は、法第72条の25第3項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている常況を、同条第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。)がある連結親法人(法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)(当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人)の決算が確定しない理由となっている常況又は当該連結親法人が連結子法人(法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得(法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)の金額の計算を了することができない理由となっている常況を記載すること。</p> <p>5 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第13号の2様式記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「申告書の提出期限まで（指定を受けようとする場合には事業年度終了の日から3月以内）に決算が確定しない理由（連結申告法人にあっては、申告書の提出期限まで（指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から4月以内）に連結親法人の決算が確定しない理由又は連結親法人が連結所得の計算を了することができない理由）」の欄は、法第72条の25第3項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている常況を、同条第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）の決算が確定しない理由となっている常況又は当該連結親法人が連結子法人（法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない理由となっている常況を記載すること。</p> <p>5 略</p>	<p>第13号の2様式記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「申告書の提出期限まで（指定を受けようとする場合には事業年度終了の日から3月以内）に決算が確定しない理由（連結申告法人にあっては、申告書の提出期限まで（指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から4月以内）に連結親法人の決算が確定しない理由又は連結親法人が連結所得の計算を了することができない理由）」の欄は、法第72条の25第3項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、決算が確定しない理由となっている常況を、同条第5項の規定により申告書の提出期限の延長を申請する場合には、当該法人との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結親法人（法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。）（当該法人が連結親法人である場合にあっては、当該法人）の決算が確定しない理由となっている常況又は当該連結親法人が連結子法人（法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）が多数に上ることその他これに類する理由により各連結事業年度の連結所得（法人税法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）の金額の計算を了することができない理由となっている常況を記載すること。</p> <p>5 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第20号様式記載要領</p> <p>1～8 略</p> <p>9 「⑩のうち見込納付額⑩」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。</p> <p>10及び11 略</p>	<p>第20号様式記載要領</p> <p>1～8 略</p> <p>9 「⑩のうち見込納付額⑩」の欄は、法人税法第75条の2第1項（同法第145条において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人（当該法人との間に連結完全支配関係（同法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。）（同法第2条第16号に規定する連結申告法人に限る。）を含む。）が市町村民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載すること。</p> <p>10及び11 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表1記載要領</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑤」の欄は、法第321条の8第5項又は第9項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の当期控除額の合計額及び第20号様式別表2の2の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。</p> <p>6 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑥」の欄は、法第321条の8第12項又は第15項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の3の当期控除額の合計額を記載すること。</p> <p>7 略</p>	<p>第20号様式別表1記載要領</p> <p>1～4 略</p> <p>5 「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額⑤」の欄は、法第321条の8第6項又は第11項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の当期控除額の合計額及び第20号様式別表2の2の当期控除額の合計額の合算額を記載すること。</p> <p>6 「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑥」の欄は、法第321条の8第15項又は第19項の規定の適用を受ける場合に、第20号様式別表2の3の当期控除額の合計額を記載すること。</p> <p>7 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表2記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第321条の8第5項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。</p> <p>2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第321条の8第6項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては100分の30を、法第321条の8第6項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の8第6項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあつては100分の23を乗じて計算した金額を記載すること。</p> <p>3 法第321条の8第7項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、<u>被合併法人等</u>（同項に規定する被合併法人等をいう。）の<u>前7年内事業年度</u>（同項に規定する前7年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（同条第6項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。</p>	<p>第20号様式別表2記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前7年以内に開始した事業年度において生じた連結適用前欠損金額（法第321条の8第6項に規定する連結適用前欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）又は連結適用前災害損失欠損金額（同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。また、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度（法人税法第15条の2第1項に規定する最初連結事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）においては同法第81条の9第2項の規定の適用がないことを証する書類も併せて添付すること。</p> <p>2 「控除対象個別帰属調整額②」の欄は、「連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額①」の欄に記載した金額に、最初連結事業年度の終了の日（2以上の最初連結事業年度の終了の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の終了の日）における法第321条の8第7項各号に掲げる法人の区分に応じ、同項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人を除く。）との間に連結完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の5に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。）がある連結子法人（法人税法第2条第12号の7の3に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあつては100分の30を、法第321条の8第7項第1号に規定する普通法人（租税特別措置法第68条の100第1項の承認を受けている同項に規定する医療法人に限る。）又は法第321条の8第7項第2号に規定する協同組合等との間に連結完全支配関係がある連結子法人にあつては100分の23を乗じて計算した金額を記載すること。</p> <p>3 法第321条の8第8項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、<u>適格合併等</u>（同項に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。）の<u>前7年内事業年度</u>（同項に規定する前7年内事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属調整額（同項に規定する控除未済個別帰属調整額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象個別帰属調整額（同条第7項に規定する控除対象個別帰属調整額をいう。）とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表2の2記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前7年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（法第321条の8第9項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法第321条の8第10項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、<u>被合併法人等</u>（同項に規定する被合併法人等をいう。）の<u>前7年内連結事業年度</u>（同項に規定する前7年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。</p>	<p>第20号様式別表2の2記載要領</p> <p>1 この明細書は、当該事業年度又は連結事業年度開始の日前7年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属税額（法第321条の8第11項に規定する控除対象個別帰属税額をいう。以下この記載要領において同じ。）について、同項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式の申告書に添付すること。</p> <p>2 法第321条の8第12項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄は、<u>適格合併等</u>（同条第8項に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人等（同条第8項に規定する被合併法人等をいう。）の<u>前7年内連結事業年度</u>（同条第12項に規定する前7年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属税額（同項に規定する控除未済個別帰属税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属税額とに区分して、それぞれ各連結事業年度又は各事業年度ごとに記載すること。</p>

改 正 案	現 行

第20号様式別表2の3記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の前日7年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の前日7年以内に開始した事業年度において生じた控除対象還付法人税額（法第321条の8第12項に規定する控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の前日7年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属還付税額（同条第15項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）並びにみなし配当金額の一部の還付を受けた額について、同条第12項若しくは第15項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和42年政令第114号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の政令第9条第2項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式又は第21号様式の申告書に添付すること。
- 2 略
- 3 法第321条の8第13項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄（「みなし配当金額のうち還付を受けた額②」の欄を除く。）は、被合併法人等（同項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）の前7年内事業年度（同項に規定する前7年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。
- 4 法第321条の8第16項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄（「みなし配当金額のうち還付を受けた額②」の欄を除く。）は、被合併法人等の前7年内連結事業年度（同項に規定する前7年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

第20号様式別表2の3記載要領

- 1 この明細書は、当該事業年度開始の前日7年以内に開始した事業年度又は当該連結事業年度開始の前日7年以内に開始した事業年度において生じた控除対象還付法人税額（法第321条の8第15項に規定する控除対象還付法人税額をいう。以下この記載要領において同じ。）及び当該事業年度又は連結事業年度開始の前日7年以内に開始した連結事業年度において生じた控除対象個別帰属還付税額（同条第19項に規定する控除対象個別帰属還付税額をいう。以下この記載要領において同じ。）並びにみなし配当金額の一部の還付を受けた額について、同条第15項若しくは第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和42年政令第114号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の政令第9条第2項の規定の適用を受けようとする法人が記載し、第20号様式又は第21号様式の申告書に添付すること。
- 2 略
- 3 法第321条の8第16項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄（「みなし配当金額のうち還付を受けた額②」の欄を除く。）は、適格合併等（同条第8項に規定する適格合併等をいう。以下この記載要領において同じ。）に係る被合併法人等（同条第8項に規定する被合併法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）の前7年内事業年度（同条第16項に規定する前7年内事業年度をいう。）に係る控除未済還付法人税額（同項に規定する控除未済還付法人税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各事業年度の控除対象還付法人税額又は各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。
- 4 法第321条の8第20項の規定の適用を受ける法人にあつては、この明細書の各欄（「みなし配当金額のうち還付を受けた額②」の欄を除く。）は、適格合併等に係る被合併法人等の前7年内連結事業年度（同項に規定する前7年内連結事業年度をいう。）に係る控除未済個別帰属還付税額（同項に規定する控除未済個別帰属還付税額をいう。）と同項の規定の適用を受ける法人の各連結事業年度の控除対象個別帰属還付税額又は各事業年度の控除対象還付法人税額とに区分して、それぞれ各事業年度又は各連結事業年度ごとに記載すること。

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表3記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の8第24項の規定により法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、第20号様式又は第21号様式の申告書に添付すること。</li> <li>2及び3 略</li> <li>4 「控除未済外国税額④」の欄の記載に当たっては、次によること。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）、若しくは被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）、又は被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）、とする適格合併等（適格合併（法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号様式別表4の2の4の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。</li> <li>(2) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）、若しくは現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）、又は事後設</li> </ol> </li> </ol>	<p>第20号様式別表3記載要領</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法第321条の8第29項の規定により法人税割額から控除をしようとする場合に記載し、第20号様式又は第21号様式の申告書に添付すること。</li> <li>2及び3 略</li> <li>4 「控除未済外国税額④」の欄の記載に当たっては、次によること。                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）、被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）、又は被事後設立法人（同条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）、<u>とする適格組織再編成（政令第48条の13第7項に規定する適格組織再編成をいう。以下この記載要領において同じ。）</u>を行った場合において政令第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第20号様式別表4の2の4の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑦」の欄の金額を記載すること。</li> <li>(2) 当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）、<u>現物出資法人</u>（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）、又は事後設</li> </ol> </li> </ol>

立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）とする適格分割等（適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。）

以下この記載要領において同じ。）

が行われた場合において政令第48条の13第31項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

立法人（同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）と

する適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）、適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った場合において政令第48条の13第31項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の5の「当該法人の調整後の控除未済外国税額⑤」の欄の金額を記載すること。

改正案	現行
<p>第20号様式別表4記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）若しくは被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）又は被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併等（適格合併（法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併をいう。）、適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第7項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の2の「当該法人の調整後の控除余裕額①」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）若しくは現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立をいう。）</p> <p>以下この記載要領において同じ。）が行われた場合において政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合において政令第48条の13第7項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の2の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額④」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合において政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>第20号様式別表4記載要領</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人等（合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）、分割承継法人（同条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。）、被現物出資法人（同条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）又は被事後設立法人（同条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）</p> <p>をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格組織再編成（政令第48条の13第7項に規定する適格組織再編成をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った</p> <p>場合において政令第48条の13第7項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の2の「当該法人の調整後の控除余裕額①」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等（分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。）、現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）</p> <p>をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（同条第12号の11に規定する適格分割をいう。）、適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った場合において政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の3の「当該法人の調整後の控除余裕額⑤」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人等とする適格組織再編成を行った場合において政令第48条の13第7項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格組織再編成の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の2の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額④」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等を行った場合において政令第48条の13第19項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第20号様式別表4の2の3の「当該法人の調整後の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額を記載すること。</p>

改正案

現行

第20号様式別表4の2の2記載要領

1 略

2 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- (2) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- (3) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人若しくは被現物出資法人（法人税法第2条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）又は被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人若しくは現物出資法人（法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 3 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等 \_\_\_\_\_ の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。
- 4 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」をまっ消し、適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）若しくは適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合には「①又は」をまっ消すること。
- 5 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (1) 当該法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- (2) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割承継法人とする適格分割型分割が行われた場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- (3) 当該法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該適格分割等 \_\_\_\_\_ に係る分割法人等の当該適格分割等 \_\_\_\_\_ の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限

第20号様式別表4の2の2記載要領

1 略

2 「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。

- (1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人 \_\_\_\_\_ を分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- (3) 当該法人を分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人 \_\_\_\_\_（法人税法第2条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）又は被事後設立法人（同条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。） \_\_\_\_\_ をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分社型分割等（適格分社型分割（同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。）、 \_\_\_\_\_ 適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。 \_\_\_\_\_ 以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った場合には、当該適格分社型分割等に係る分割法人等（分割法人、現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。 \_\_\_\_\_ 以下この記載要領において同じ。）又は事後設立法人（同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。 \_\_\_\_\_ 以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- 3 「分割法人等の国外所得金額又は個別国外所得金額②」の欄は、「被合併法人等の控除余裕額①」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の法人税の明細書（別表6(2)）の「国外所得の金額(9)」の欄の金額又は法人税の明細書（別表6の2(2)付表）の「個別国外所得の金額(3)」の欄の金額を記載すること。
- 4 「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」の欄は、適格合併を行った場合には「又は①×③/②」をまっ消し、適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割をいう。以下この記載要領において同じ。）適格現物出資 \_\_\_\_\_ 又は適格事後設立を行った場合には「①又は」をまっ消すること。
- 5 「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。
- (1) 当該法人を合併法人とする適格合併を行った場合には、当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- (2) 当該法人 \_\_\_\_\_ を分割承継法人とする適格分割型分割を行った場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。
- (3) 当該法人を分割承継法人等とする適格分社型分割等を行った場合には、当該適格分社型分割等 \_\_\_\_\_ に係る分割法人等の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第6号様式別表4の「控除限

<p>度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>6 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等 _____ の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（24）」の欄の金額を記載すること。</p> <p>7 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は⑤×⑦/⑥」をまっ消し、適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合には「⑤又は」をまっ消すること。</p>	<p>度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>6 「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」の欄は、「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人、現物出資法人又は事後設立法人の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（26）」の欄の金額を記載すること。</p> <p>7 「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」の欄は、適格合併を行った場合には「又は⑤×⑦/⑥」をまっ消し、適格分割、適格現物出資 _____ 又は適格事後設立を行った場合には「⑤又は」をまっ消すること。</p>
---	--

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表4の2の3記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 「当該法人の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等（分割法人若しくは現物出資法人（法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割等（適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等 _____ の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割法人とする適格分割型分割が行われた場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等とする適格分割等が行われた _____ 場合には、当該法人の当該適格分割等 _____ の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（24）」の欄の金額を記載すること。</p>	<p>第20号様式別表4の2の3記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 「当該法人の控除余裕額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を _____ 分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った _____ 場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等（分割法人、現物出資法人 _____ （同条第12号の4 _____ に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。） _____ をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分社型分割等（適格分社型分割（同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。）、 _____ 適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。） _____ をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った _____ 場合には、当該法人の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を _____ 分割法人とする適格分割型分割を行った _____ 場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人等とする適格分社型分割等を行った _____ 場合には、当該法人の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表4の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載すること。</p> <p>5 「当該法人の外国の法人税等の額⑦」の欄は、「当該法人の控除限度額を超える外国税額⑥」の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6（2の2））の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額（26）」の欄の金額を記載すること。</p>

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表4の2の4記載要領</p>	<p>第20号様式別表4の2の4記載要領</p>

<p>1 略</p> <p>2 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表3の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表3の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(3) 当該法人を分割承継法人若しくは被現物出資法人（法人税法第2条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）又は被事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しくは適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該適格分割等に係る分割法人若しくは現物出資法人（法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は事後設立法人（平成22年旧法人税法第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表3の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併が行われた場合には「又は①×③/②」をまつ消し、適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割をいう。）若しくは適格現物出資又は適格事後設立が行われた場合には「①又は」をまつ消すこと。</p>	<p>1 略</p> <p>2 「被合併法人等の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を合併法人（法人税法第2条第12号に規定する合併法人をいう。）とする適格合併（同条第12号の8に規定する適格合併をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った場合には、当該適格合併に係る被合併法人（同条第11号に規定する被合併法人をいう。）の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表3の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人 _____ を分割承継法人（法人税法第2条第12号の3に規定する分割承継法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った場合には、当該適格分割型分割に係る分割法人（同条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表3の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(3) 当該法人を分割承継法人、被現物出資法人 _____（法人税法第2条第12号の5に規定する被現物出資法人をいう。）又は被事後設立法人（同条第12号の6の2に規定する被事後設立法人をいう。） _____ とする適格分社型分割等（適格分社型分割（同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。）、 _____ 適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。以下この記載要領において同じ。）又は適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。 _____ 以下この記載要領において同じ。）をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った場合には、当該適格分社型分割等に係る分割法人、現物出資法人（同条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。 _____ 以下この記載要領において同じ。）又は事後設立法人（同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。 _____ 以下この記載要領において同じ。）の当該適格分社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表3の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 略</p> <p>4 「当該法人の控除未済外国税額とみなされる金額④」の欄は、適格合併を行った場合には「又は①×③/②」をまつ消し、適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割をいう。）、適格現物出資 _____ 又は適格事後設立を行った場合には「①又は」をまつ消すこと。</p>
--	---

改 正 案	現 行
<p>第20号様式別表4の2の5記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 平成22年9月30日までの間に当該法人を分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表3の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人若しくは現物出資法人（法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成22年旧法人税法」という。）第2条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。）とする適格分割等（適格分割（法人税法第2条第12号の11に規定する適格分割（平成22年9月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）をいう。）若しく</p>	<p>第20号様式別表4の2の5記載要領</p> <p>1 略</p> <p>2 「当該法人の控除未済外国税額①」の欄の記載に当たっては、次によること。</p> <p>(1) 当該法人を _____ 分割法人（法人税法第2条第12号の2に規定する分割法人をいう。以下この記載要領において同じ。）とする適格分割型分割（同条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った場合には、当該法人の当該適格分割型分割の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表3の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>(2) 当該法人を分割法人、現物出資法人 _____（法人税法第2条第12号の4に規定する現物出資法人をいう。）又は事後設立法人（同条第12号の6に規定する事後設立法人をいう。） _____ とする適格分社型分割等（適格分社型分割（同条第12号の13に規定する適格分社型分割をいう。）、 _____</p>

<p>は適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は適格事後設立（平成22年旧法人税法第2条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等_____の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表3の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 略</p>	<p>適格現物出資（同条第12号の14に規定する適格現物出資をいう。）又は適格事後設立（同条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。）をいう。以下この記載要領において同じ。）を行った場合には、当該法人の当該適格社型分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第20号様式別表3の「翌期繰越額⑩」の欄の金額を記載すること。</p> <p>3 略</p>
--	--

改 正 案	現 行
<p>第21号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除く。）をした法人がその清算中に事業年度が終了し、法人税の申告書に基づいて市町村民税の申告（<u>地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第321条の8第5項の規定による申告</u>）をする場合に使用すること。</p> <p>2～7 略</p>	<p>第21号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、解散_____（合併による解散を除く。）をした法人がその清算中に事業年度が終了し、法人税の申告書に基づいて市町村民税の申告_____をする場合に使用すること。</p> <p>2～7 略</p>

改 正 案	現 行
<p>第22号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除く。）をした法人が残余財産分配等予納申告（<u>地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（以下この記載要領において「平成22年旧地方税法」という。）第321条の8第5項の規定による申告</u>）若しくは清算確定申告（<u>同項による申告</u>）をする場合又はこれらに係る修正申告（<u>同条第27項若しくは同条第28項の規定による申告</u>）をする場合に使用すること。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 「還付請求税額」の欄は、平成22年旧地方税法第321条の8第25項の規定により還付を受けようとする場合において、<u>地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第45号）第1条の規定による改正前の地方税法施行令第48条の12の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。</u></p> <p>8 略</p>	<p>第22号様式記載要領</p> <p>1 この申告書は、解散_____（合併による解散を除く。）をした法人が残余財産分配等予納申告_____若しくは清算確定申告_____をする場合又はこれらに係る修正申告_____をする場合に使用すること。</p> <p>2～6 略</p> <p>7 「還付請求税額」の欄は、<u>法第321条の8第25項</u>の規定により還付を受けようとする場合において、<u>政令第48条の12</u>_____の規定による請求書に代わるものとして記載することができること。</p> <p>8 略</p>